

参考資料8

**緊急事態宣言の延長及び首都圏における感染再拡大防止策
についての見解**

基本的対処方針等諮問委員会会長
令和3年3月5日

新型コロナウイルス感染症対策本部におかれては、緊急事態措置が延長された埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県の知事に対し、以下で示す基本的対処方針等諮問委員会の首都圏における新型コロナウイルス感染症の感染再拡大防止策に係る見解を伝えて頂きたい。

記

首都圏、特に東京都は、

- ・人口規模・密度
- ・社会経済圏の広域性
- ・多くの歓楽街の存在
- ・多様な外国人コミュニティの存在
- ・人々の匿名性
- ・東京23区等の保健所設置区市の存在による連携の困難さ 等

の理由により、他の地域と比べ、隠れた感染源としての「見えにくいクラスター」(※1)が発生しやすく、また、クラスター発生の理由が把握しにくいことから、感染対策が極めて困難な地域である。

首都圏の感染状況については、

- ①新規報告数が夏の感染拡大後の底値と比べ未だ高く、
- ②日本の新規報告数の過半数を占めており、
- ③新規感染者数の減少速度が鈍化しつつある。

また、医療提供体制については解除の基準を満たしたものの、医療提供体制の負荷の減少について、未だ十分であることが確認されていない。

さらに、首都圏では、人々の意識・考え方が多く、国や自治体からの要請への協力が得られにくくこともある。実際、ここにきて人流が再び増加する傾向が見え始めている。

上記諸点を踏まえると、東京都を中心とした首都圏において、リバウンド防止のための体制を強化しないままに緊急事態宣言を解除すれば、

リバウンドが生じてしまう可能性が高い。

したがって、緊急事態宣言の延長期間中に、当該都県は、以下の対策の確実な準備・実施及び体制強化を行って頂きたい。

なお、その際には、「緊急事態宣言解除後の地域におけるリバウンド防止策についての提言」(※2)を参考にして頂きたい。

1. 若者のみならず、高齢の方も含め、地域の皆さんが必要な感染防止策を継続して頂くため、国・専門家とともに、それぞれの方に届くよう一体感のあるメッセージを発信すること。特に、年度の切り替わりの恒例行事は控えるよう注意喚起を徹底すること。
2. 感染リスクが高いと思われる集団・場所を特定し、そこを中心に軽症者・無症状者に焦点を当てた検査（モニタリング検査）を行うこと。
3. 保健所設置区市との連携・強化に更なるリーダーシップを發揮し、広域的な疫学情報の集約・分析を強化すること。また、大都市では隠れた感染源としての「見えにくいクラスター」(※1)が存在する可能性を踏まえ、「深掘積極的疫学調査」(※2※3)を実施すること。
4. 陽性例の一定割合について、自費検査機関の協力も得て、変異株用のPCR検査を迅速に実施すること。また、変異株の感染例が確認された場合には、迅速かつ集中的に積極的疫学調査を行うこと。
5. 新規感染者数やPCR陽性率等も踏まえ、疫学情報の分析により感染拡大の予兆が見られた場合には、まん延防止等重点措置の活用も含め躊躇なく迅速に必要な対策を行うこと。
6. 「高齢者施設職員に対する定期的な検査」(※2)を実施するとともに、高齢者施設において感染者が一例でも確認された場合には、その施設に対して、感染制御及び業務継続の両面に係る支援が可能な専門の支援チームを迅速に派遣できること。
7. さらに、今回の経験も踏まえ、感染の再度の拡大にも対応できるよう病床の確保や療養者支援など医療提供体制・公衆衛生体制の強化を行うこと。

※1:第16回新型コロナウィルス感染症対策分科会提言参照

※2:第25回新型コロナウィルス感染症対策分科会提言参照

※3:PCR等検査や濃厚接触者等への”前向き積極的疫学調査”に加えて行う潜在的な感染源を同定するための”後ろ向き積極的疫学調査”